

農業者の方と融資機関の皆さまを支えています。



富山県
農業信用基金協会

ご利用案内

Toyama Prefecture Agricultural Credit Fund Association



富山県農業信用基金協会は農業信用保証保険法に基づいて設立された法人で、富山県内において債務保証業務を行う公的な保証機関です。

富山県農業信用基金協会を ご利用されるにあたって

この度は、富山県農業信用基金協会保証のご利用をご検討いただき、誠にありがとうございます。
ご利用いただく前にご利用ガイドを本パンフレットに纏めましたので是非業務にご活用ください。

富山県農業信用基金協会の概要

富山県農業信用基金協会（以下、「基金協会」といいます。）は、農業信用保証保険法に基づいて設立された法人で、富山県内において債務保証業務を行う公的な保証機関です。農業信用保証保険制度^(※)により、農業者等の方が必要とする資金の円滑な調達を支援しています。

(※) 農業信用保証保険制度は、農業者等の方の信用力を補完し農業経営改善等に必要となる資金の円滑な調達を支援する制度で、基金協会が債務保証を行う「農業信用保証制度」と、この保証債務を「独立行政法人農林漁業信用基金」が行う保証保険により補完する「農業信用保証制度」から成り立っています。



基金協会保証のメリット

●農業者等の方

- 1 基金協会の保証によって、信用力が補完され、融資が受けやすくなります。また農業近代化資金等の特別準備金対象資金の個人にあつてはそれぞれの資金毎に3,000万円（認定農業者は3,600万円）まで、原則として融資対象物件以外の担保、同一経営の範囲外の保証人を要しません。
- 2 災害や病気等で万一返済延滞になっても、新たに償還しやすいよう償還期限が延長される場合もあります。
- 3 公的機関で、かつ非営利団体であり、ご負担いただく保証料も必要最低限の設定となります。

●融資機関のみなさま

- 4 基金協会から延滞貸付金の代位弁済を受けることにより延滞は解消し、債権の固定化を防止できます。
- 5 「新BIS規制」の第一の柱における自己資本比率を算定する際、基金協会保証付貸出債権のリスク・ウエイトは10%に軽減されます。
- 6 基金協会への出資金は、固定比率算定上分母にある外部出資から控除されます。
- 7 基金協会の保証により農業者等の方の信用力が補完されますので、融資の円滑化を図ることができます。

ご利用の注意点

●基金協会の保証をご利用いただくためには以下の要件のいずれかを満たす必要があります。

- ①富山県に住所を有する農業者の方で、基金協会の会員である富山県内農業協同組合の組合員である方。
- ②富山県に住所を有する農業者の方で、基金協会の会員となっている方。

●融資機関のご利用負担

当会をご利用いただく際には、融資機関の利用負担があります。詳しくは、基金協会までお問い合わせください。

保証の限度額

①農業近代化資金をはじめとする制度資金(以下「特定資金」という。)⇒各制度資金の要綱に定める額まで

(例)農業近代化資金借入限度額 個人農業者1,800万円

②上記①以外の資金(以下「一般資金」という。)⇒各種資金の債務保証要領に定める額まで

(例)プロパー資金借入限度額 個人農業者5,000万円
(JAアグリマイティー資金)

無担保無保証人^(※1)の限度額(いずれも本借入予定額を含む)

	保証資金	個人限度額 (万円)	法人・団体 限度額(万円)	備考
※2 認定 農業者	特別準備金対象資金の合計額	3,600	7,200	法人団体の場合は、構成農家全部もしくは一部の連帯保証が必要です。
	一般資金保証残高の合計額	3,600	7,200	保証残高の合計額を目安とします。
以外 認定 農業者	特別準備金対象資金の合計額	3,000	6,000	法人団体の場合は、構成農家全部もしくは一部の連帯保証が必要です。
	一般資金保証残高の合計額	3,000	6,000	保証残高の合計額を目安とします。

(※1)保証人の徴求にあたっては、経営者保証ガイドラインに基づき、所定の要件を将来に亘って充足すると見込まれる等の場合には、経営者の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない可能性を検討することとしております。

(※2)認定農業者とは、「農業経営改善計画」を作成して市町村長の認定を受けた農業者の方です。

基金協会の審査

基金協会が債務保証委託申込書を受理したときは、ただちに申込書式の整備を確かめたうえ、被保証者の資格・事業の内容等を審査します。(基金協会の審査は、書類審査ですが、必要に応じて現地調査等を実施することがあります。)

この審査基準は、「債務保証取扱基準要項」によりおおむね次のとおりです。

1

被保証者の資格について

- ①制限行為能力者でない者
- ②貸付金の返済に特に懸念がないと認められる者
- ③求償債務者でない者
- ④最終償還期限において原則として75才以下の者

2

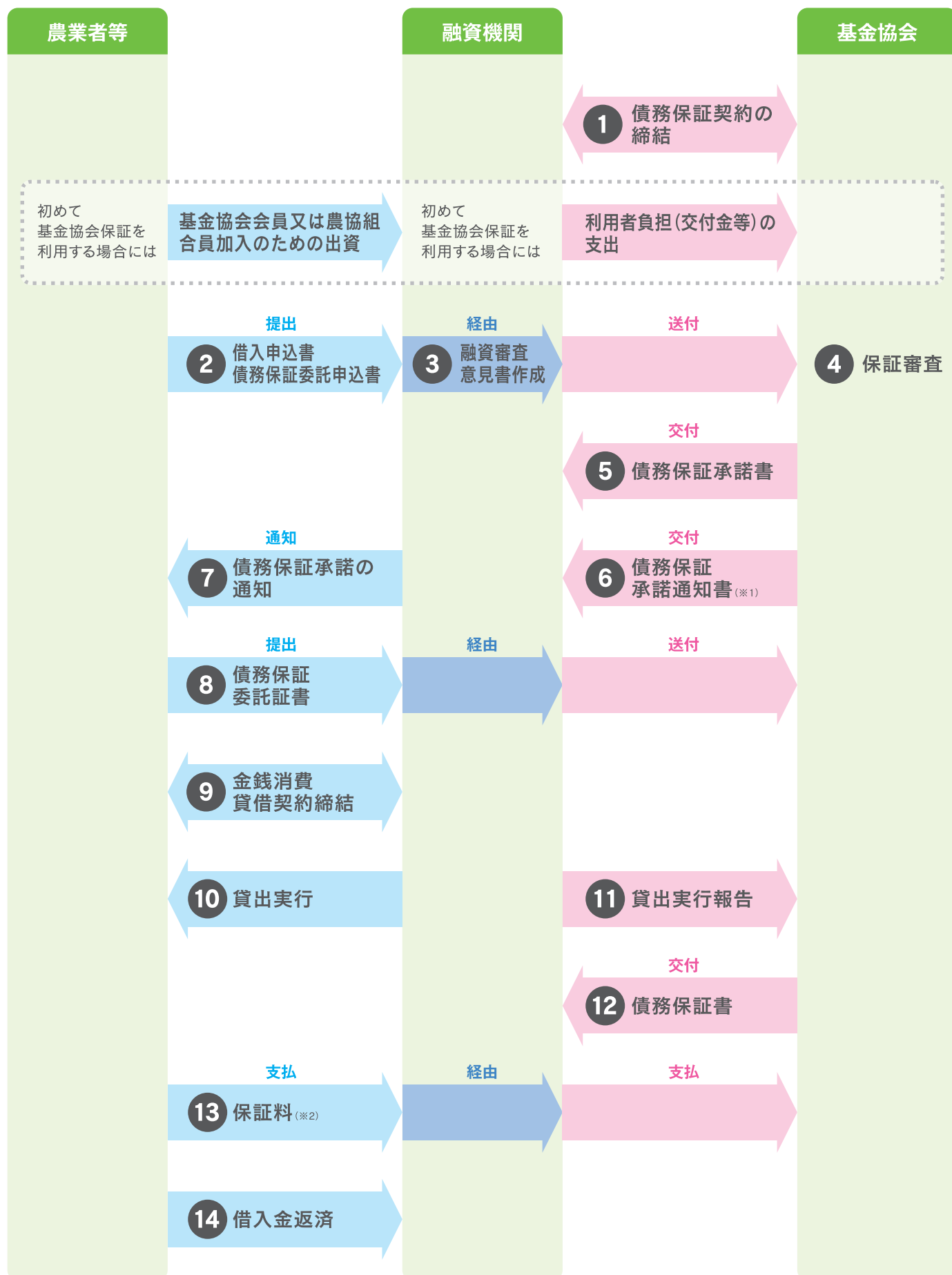
連帯保証人は、将来基金協会が取得する求償債権の保証人となりますので、その資格については、次の要素により審査します。

- ①法律行為能力者で、最終償還時75才以下の者
- ②主たる債務に対して連帯して返済能力を有すると認められる者
- ③求償債務者でない者

保証の限度額

	資金名	資金用途	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	保証範囲 (%)
特定資金	農業近代化資金	県の定める資金	県の定めによる	県の定めによる	100
	農業改良資金	国の定める資金(公庫転貸に限る)	国の定めによる	国の定めによる	100
	青年等就農資金	国の定める資金(公庫転貸に限る) 新たに農業経営を営もうとする青年等が就農するのに必要とする資金。	国の定めによる	国の定めによる	100
	日本政策金融公庫資金 (スーパーL)	(株)日本政策金融公庫の定める資金	(株)日本政策金融公庫の定めによる	(株)日本政策金融公庫の定めによる	100 負債整理は90
	農業経営改善促進資金 (スーパーS)	運転資金。ただし、既往借入金の借換(本資金の初回の借入時における既往借入金(短期運転資金)からの借換を除く。)を含まないものとする。	特別融資制度推進会議で認められた極度額	農業経営改善計画期間終了の年度末	100
	農業経営負担軽減支援資金	経営改善の障害となる既往債務の償還負担軽減を図る(金利5%以下の国の制度資金を除く)	知事の承認を受けた農業経営改善推進計画による	知事の承認を受けた農業経営改善推進計画による	90
	中山間地域活性化資金	加工流通、保健機能増進、生活環境に係る施設設備資金	国の定めによる	国の定めによる	100
	畜産特別資金	肉牛、酪農、養豚等の経営安定に必要な資金でその都度国で示されるもの	国の定めによる	国の定めによる	90
	家畜疾病経営維持資金	BSE、鳥インフル等の発生により経営の継続、再開及び維持に必要な資金	国の定めによる	国の定めによる	100 経営維持資金は90
	家畜飼料特別支援資金	家畜用の飼料購入資金	国の定めによる	国の定めによる	70
農業振興資金	農業経営安定資金	他の制度資金の対象とならない資金(災害発生時に特別枠が設定される場合有)	1,000	7(2)	100
	海外移住者農地等取得資金	海外移住農業者のための農業資金	200	10(3)	100
一般資金	各融資機関プロパー資金	農業者等の事業等に必要一般資金	各金融機関の要項、要領の定めによる	各金融機関の要項、要領の定めによる	100

債務保証の利用手続 (概要)



(※1) 保証承諾後3カ月(近代化資金にあつては原則6カ月)以内に貸付を実行してください。

(※2) 保証料の徴収は融資機関が行い、貸付実行時に一括して徴収する方法と約定利息徴収日に保証料を徴収する方法があります。

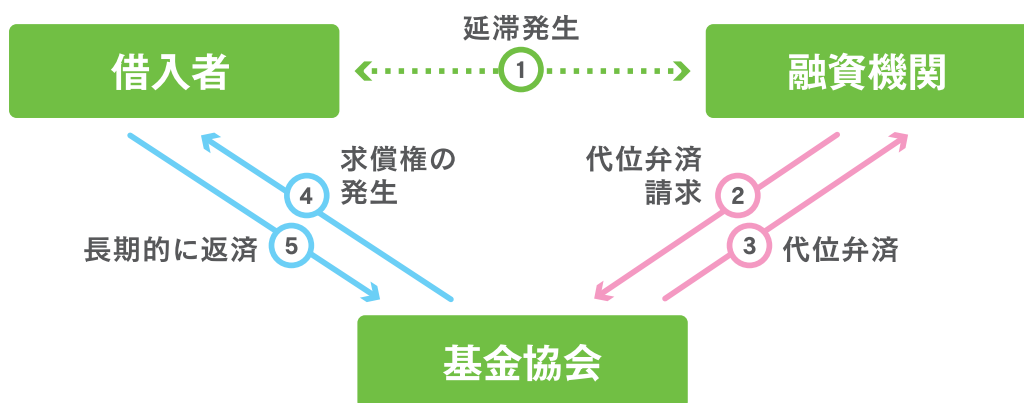
保証委託申込に必要な書類

特定資金	一般資金
①債務保証委託申込書	①債務保証委託申込書
②借入申込書(写)	②借入申込書
③農業制度資金利子補給承認申請書等(写)	③添付書類 ・チェックシート等 ・見積書(写)、平面図(写)、見取図(写)等 ・収支計画、過去の経営実績 ・団体・法人からの申し込みの場合 定款、規程、業務報告書、事業計画書、議事録、構成員の状況等 ・保証人調書又は担保品明細書等 ・経営者保証ガイドライン検討結果報告書 ・個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意書 ・その他必要と認めるもの
④添付書類 ・見積書(写)、設計書(写)等 ・その他、県に提出したものと同一の書類 ・保証人調書、担保品明細書 ・経営者保証ガイドライン検討結果報告書 ・個人情報の利用目的について ・その他必要と認めるもの	

基金協会の代位弁済

農業は、その生産が自然の制約をうけるほか、生産に要する期間が長いため、資金の回転が遅く長い年月を要します。長期にわたる償還期間において、当初いかに慎重に貸付審査がなされ、事業経営に懸命の努力が払われても、返済すべき借入金元利金を約束どおり支払えない事態もおこります。

このように借入金の返済が困難になった場合、基金協会が借入者に代わって融資機関に対して立替払い(代位弁済)しますので、借入者は基金協会と相談し求償債務の返済計画を立てることにより実情に応じて経営の再建を図ることができます。



お問い合わせ窓口

■保証引受等に関する件 審査課 TEL.076-445-2322

■代位弁済等に関する件 管理課 TEL.076-445-2323

〒930-0006 富山県富山市新総曲輪2番21号 農協会館9階